○国土交通省告示第三百五十一号

倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第八条第三項の規定に基づき、標準倉庫寄託約款（倉荷証券を発行しない普通倉庫業者が行う倉庫業に係るものに限る。）を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十日

国土交通大臣　金子　恭之

標準倉庫寄託約款（乙）

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　寄託の引受け及び受寄物の入庫（第九条―第十四条）
第三章　在庫証明書（第十五条）
第四章　受寄物の保管（第十六条―第二十三条）
第五章　受寄物の出庫（第二十四条―第二十八条）
第六章　引取りのない受寄物の処置（第二十九条―第三十二条）
第七章　受寄物の損害保険（第三十三条―第三十七条）
第八章　受寄物の損害賠償（第三十八条―第四十八条）
第九章　保管料、荷役料、手数料等（第四十九条―第五十二条）
特約条項（第一条―第十条）

第一章　総則

（本約款の適用）

第一条　当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

２　この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

第二条　当会社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当会社のウェブサイトに掲載する。

２　前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。

（庫入、庫出その他の作業）

第三条　貨物の庫入及び庫出その他の作業は、全て当会社が行う。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

（附帯業務等）

第四条　当会社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務について委託された場合、当会社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。

２　当会社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。

（書面による意思表示）

第五条　当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当会社で定めるものをいう。以下同じ。）によることを要求することができる。

（通知、催告）

第六条　寄託者は、その氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

２　当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条に定める方法により行うことができる。

（動産譲渡登記の通知）

第七条　寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当会社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当会社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。

２　前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。

（業務上受領する金銭の利息）

第八条　当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第二章　寄託の引受け及び受寄物の入庫

（寄託引受けの制限）

第九条　当会社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。

一　当該寄託の申込みがこの約款によらないとき。

二　当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造りの不完全な貨物その他の保管に適しない貨物と認められるとき。

三　当該貨物の保管に適する設備（自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。）がないとき。

四　当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。

五　当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

六　寄託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。

七　当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。

八　その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第十条　寄託者は、貨物の寄託に際し、この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面（以下「寄託申込書」という。）を提出しなければならない。

一　貨物の種類、品名、個数、数量、単位及び荷造りの種類並びに記号・規格

二　危険物（少量危険物を含む。）であるときは、その旨

三　寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四　保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

五　貨物の寄託申込み当時の価額

六　貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

七　その他必要な事項

２　前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託申込書を提出したものとみなす。

３　当会社が寄託申込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

４　当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

（寄託価額）

第十一条　受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込みに際して明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引渡しを受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。